

平成25年12月1日施行

道路交通法一部改正

自転車利用者・ドライバーにかかる新ルール・罰則ができました



自転車がかかわる交通事故を防ぐために 自転車利用者に新たなルールが導入されました

1 道路右側にある路側帯は通行できません

★改正前、歩道の代わりに路側帯がある道路では、自転車などの軽車両は、歩行者用路側帯を除き、道路の左側にある路側帯と右側にある路側帯のどちらも通行することができましたが、改正後は、相互通行（すれ違うことができる通行）による自転車同士の衝突事故などを防止するため、左側の路側帯しか通行できなくなりました。

▶右側にある路側帯を通行すると…

罰則 3月以下の懲役または
5万円以下の罰金



路側帯とは？

●路側帯とは、歩行者の通行のスペースを確保するために、**歩道がない道路や、歩道がない側の路端寄りに、白線（道路標示）によって示された部分**をいいます。

※歩道がある道路の車道上の歩道寄りに引かれた白線は路側帯を示すものではありません。

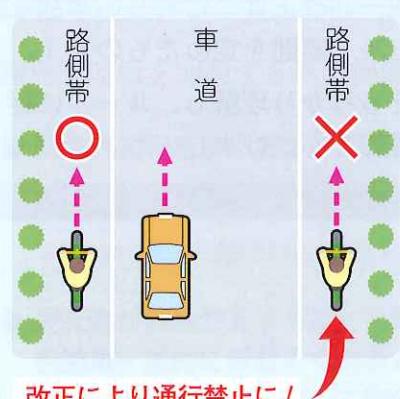
●路側帯には以下の3種類があります。

- ①白の実線1本によるもの
- ②白の実線と破線によるもの
- ③白い実線2本によるもの（歩行者用路側帯）



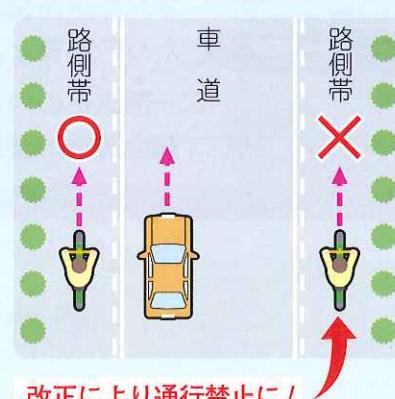
改正後の新ルール 自転車の路側帯通行が「できる場合」(○)と「できない場合」(✗)

①「実線1本」の路側帯



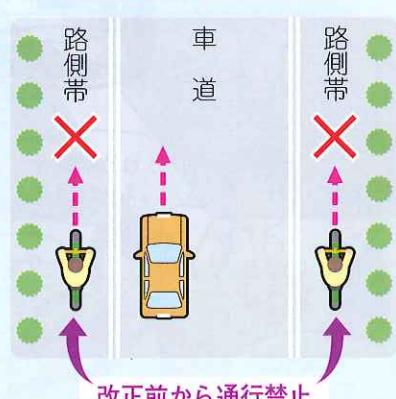
改正により通行禁止に！

②「実線と破線」の路側帯



改正により通行禁止に！

③「実線2本」の路側帯 (歩行者用路側帯)



改正前から通行禁止

▶通行できない路側帯を通行すると… **罰則** 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

参考

路側帯では歩行者の通行が優先です

- 自転車に乗って路側帯を通行するときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金または料料

- また、路側帯を通行する歩行者が多いときなど、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合は、自転車に乗って路側帯を通行することはできません。

罰則 3月以下の懲役または5万円以下の罰金

- 著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合には、自転車を押して路側帯を通行するか、車道の左端に寄って車道通行をしましょう。



2 ブレーキ不良自転車は厳しく対処されます

★警察官は、所定の安全基準を満たしているブレーキ(制動装置)を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる自転車を停止させ、その自転車のブレーキについて検査することができます。

★ブレーキの整備不良やブレーキ自体がないことが確認された場合、警察官は、その自転車の運転者に対し、ブレーキの整備などの応急措置をとることや運転の中止を命じることができます。

警察官による停止の指示!



警察官による運転中止命令!



►警察官による停止や命令に従わなかったり、検査を拒否・妨害すると… **罰則 5万円以下の罰金**

※「所定の安全基準」とは、①前車輪及び後車輪を制動すること ②乾燥した平たんな舗装路面において、制動初速度10キロ毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させることができる性能を有すること。

重大事故の危険性が高い無免許運転を防ぐための罰則強化が行われました

1 無免許運転などが、より厳しく罰せられます

★無免許運転の罰則と違反点、無免許運転の下命・容認と免許証の不正取得の罰則がそれぞれ引き上げされました。

▶ 無免許運転をすると…

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

(改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)

違反点 25点 (改正前は19点)

▶ 自動車の使用者等が無免許運転の下命・容認をすると…

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

(改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)

*「自動車の使用者等」とは、自動車の運行を直接管理する立場にある事業主や安全運転管理者など。

▶ 運転免許証を不正取得すると…

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

(改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)



参考

●免許停止中に運転した場合や、普通免許で中型自動車を運転するなど取得免許に対応していない種類の自動車・原付を運転した場合も無免許運転になります。

*中型免許の新設前(平成19年6月1日以前)に取得した普通免許(旧普通免許)は「8トン限定中型免許」とされており、車両総重量8トン未満の中型自動車を運転できます。

2 無免許運転にかかる車の提供・同乗も禁止です

★無免許運転を助長する車の提供・同乗の行為が禁止され、それぞれの罰則が新設されました。

▶ 無免許運転をするおそれがある者に自動車・原付を提供すると…

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

*自動車・原付を提供された者が無免許運転をした場合に限る。

▶ 運転者が無免許であることを知りながら、自動車・原付に乗せてくれるよう運転者に要求・依頼をして同乗すると…

罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

*タクシーやバスなど旅客自動車運送事業で使用されている自動車や代行運転サービスの対象となる代行運転自動車に同乗する場合は除く。

